

令和 7 年度
第 1 回 神奈川県道路メンテナンス会議
神奈川県道路鉄道連絡会議

日時：令和 7 年 1 0 月 8 日 1 4 時～

場所：よこはま新港合同庁舎 3 階 共用会議室 A

議 事 次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 規約の改正 | 資料 1 |
| (2) 神奈川県道路メンテナンス会議及び道路鉄道連絡会議の概要 | 資料 2 |
| (3) 跨線橋の点検・修繕状況等 | 資料 3 |
| (4) 跨線橋に関する情報提供等 | 資料 4 |
| (5) 神奈川県内の点検・修繕状況等 | 資料 5 |
| (6) 個別施設計画の策定状況 | 資料 6 |
| (7) 道路メンテナンスを進めるために | 資料 7 |
| (8) その他 | 資料 8 |

4. 閉会

<配付資料>

令和 7 年度 第 1 回 神奈川県道路メンテナンス会議、神奈川県道路鉄道連絡会議
説明資料 1 式

※補足：議事(1)～(4)は神奈川県道路鉄道連絡会議を兼ねた会議とします。

令和 7 年度
第 1 回 神奈川県道路メンテナンス会議
神奈川県道路鉄道連絡会議

(1) 規約の改正

【案】

神奈川県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会議は、「神奈川県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、神奈川県内の道路管理を効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
 - (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
 - (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
 - (4) その他、道路の管理に関連し、会長が妥当と認めた事項。
2. 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議（幹事会、専門部会含む）については、非公開で行うものとする。

(組 織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、神奈川県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道のすべての道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を4名置くものとし、会長は国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長、副会長は神奈川県県土整備局道路部道路管理課長及び中日本高速道路株式会社東京支社横浜保全・サービスセンター所長、東日本高速道路株式会社関東支社京浜管理事務所長、首都高速道路株式会社**神奈川局土木保全部長**とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は、「別表－1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし、構成は「別表－2」のとおりとする。市町村道の出席者は、会長が個別に招集する。
また、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

【案】

（事務局）

第6条 会議の運営等に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所計画課・管理第二課、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び中日本高速道路株式会社東京支社横浜保全・サービスセンター、東日本高速道路株式会社関東支社京浜管理事務所、首都高速道路株式会社**神奈川局**保全管理課に置く。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正等は、本会議に審議・承諾を得て行うことができる。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成26年6月9日から施行する。

本規約は、平成26年10月10日一部改正。

本規約は、令和3年1月29日一部改正。

本規約は、令和3年7月 9日一部改正。

本規約は、令和3年11月4日一部改正。

本規約は、令和4年8月29日一部改正。

本規約は、令和5年10月31日一部改正。

本規約は、令和6年10月11日一部改正。

本規約は、令和7年10月8日一部改正。

神奈川県道路メンテナンス会議 委員名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省関東地方整備局	横浜国道事務所長
副会長	神奈川県県土整備局道路部	道路管理課長
副会長	中日本高速道路(株)東京支社	横浜保全・サービスセンター所長
副会長	東日本高速道路(株)関東支社	京浜管理事務所長
副会長	首都高速道路(株)神奈川局	土木保全部長
委 員	国土交通省関東地方整備局	相武国道事務所長
委 員	国土交通省関東地方整備局	川崎国道事務所長
委 員	中日本高速道路(株)東京支社	保全・サービス事業部 企画統括課長
委 員	中日本高速道路(株)東京支社	御殿場保全・サービスセンター所長
委 員	中日本高速道路(株)東京支社	伊勢原保全・サービスセンター所長
委 員	中日本高速道路(株)東京支社	八王子保全・サービスセンター所長
委 員	横浜市道路局	計画調整部技術監理課長
委 員	横浜市道路局	建設部橋梁課長
委 員	川崎市建設緑政局道路河川整備部	施設維持課長
委 員	相模原市都市建設局土木部	路政課長
委 員	横須賀市	建設部長
委 員	平塚市	土木部長
委 員	鎌倉市	都市整備部長
委 員	藤沢市	道路下水道部長
委 員	小田原市	建設部長
委 員	茅ヶ崎市	建設部長
委 員	逗子市	環境都市部担当部長
委 員	三浦市	土木担当部長兼土木課長
委 員	秦野市	建設部長
委 員	厚木市	都市インフラ整備部長
委 員	大和市	まちづくり部長
委 員	伊勢原市	土木部長
委 員	海老名市	理事兼部長
委 員	座間市	都市部長
委 員	南足柄市	都市部長
委 員	綾瀬市	土木部長
委 員	葉山町	都市経済部長
委 員	寒川町	都市建設部長
委 員	大磯町	都市建設部長

神奈川県道路メンテナンス会議 委員名簿

	所 属	役 職
委 員	二宮町	都市部長
委 員	中井町	まち整備課長
委 員	大井町	都市整備課長
委 員	松田町	まちづくり課長
委 員	山北町	都市整備課長
委 員	開成町	都市整備課長
委 員	箱根町	環境整備部長
委 員	真鶴町	都市基盤課長
委 員	湯河原町	土木課長
委 員	愛川町	道路課長
委 員	清川村	建設農林課長
委 員	神奈川県道路公社	理事兼部長
委 員	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター	事業推進課長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局道路部	地域道路課長
	国土交通省関東地方整備局	関東道路メンテナンスセンター長
事 務 局	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所	
	神奈川県県土整備局道路部 道路管理課	
	中日本高速道路(株)東京支社 横浜保全・サービスセンター	
	東日本高速道路(株)関東支社 京浜管理事務所	
	首都高速道路(株)神奈川局 保全管理課	

【案】

神奈川県道路鉄道連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本会は「神奈川県道路鉄道連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正（平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達）に伴い「神奈川県道路メンテナンス会議 規約」第4条第5項の規定により、鉄道を跨ぐ道路橋の管理者及び鉄道事業者が相互に意見交換と情報共有を図り、円滑な協議・調整を構築して、神奈川県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(検討事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議・調整を実施する。

- (1) 跨線橋の改修について、点検及び修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整（点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等）に関すること
- (2) 関係者との情報共有（損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等）に関すること
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等）に関すること
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関すること（必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものを含むものとする）

(構 成)

第4条 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。

- 2 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は関東地方整備局横浜国道事務所長、副会長は神奈川県県土整備局道路部道路管理課長とする。
- 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議の運営等に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省関東地方整備局道路部、横浜国道事務所管理第二課、国土交通省関東運輸局鉄道部技術第一課、神奈川県県土整備局道路部道路管理課、横浜市道路局建設部橋梁課に置くものとする。

【案】

(会議開催及び運営)

第6条 会議は年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、会議で過半数の承認を得て行うことが出来る。ただし、軽微な修正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、運営等に関し必要な事項は、会議で定めるものとする。

付 則 (施行期日) この規約は、平成29年2月2日から施行する。
この規約は、令和4年8月29日一部改正
この規約は、令和6年10月11日一部改正
この規約は、令和7年10月8日一部改正。

神奈川県道路鉄道連絡会議 会員名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省 関東地方整備局	横浜国道事務所長
副会長	神奈川県 県土整備局 道路部	道路管理課長
会 員	国土交通省 関東地方整備局	相武国道事務所長
会 員	中日本高速道路(株)東京支社	横浜保全・サービスセンター所長
会 員	中日本高速道路(株)東京支社	御殿場保全・サービスセンター所長
会 員	中日本高速道路(株)東京支社	伊勢原保全・サービスセンター所長
会 員	中日本高速道路(株)東京支社	八王子保全・サービスセンター所長
会 員	東日本高速道路(株)関東支社	京浜管理事務所長
会 員	首都高速道路(株)神奈川局	土木保全部長
会 員	横浜市 道路局 建設部	橋梁課長
会 員	川崎市 建設緑政局 道路河川整備部	施設維持課長
会 員	相模原市 都市建設局 道路部	路政課長
会 員	横須賀市 土木部	土木部長
会 員	平塚市 土木部	土木部長
会 員	鎌倉市 都市整備部	都市整備部長
会 員	藤沢市 道路下水道部	道路下水道部長
会 員	小田原市 建設部	建設部長
会 員	茅ヶ崎市 建設部	建設部長
会 員	三浦市 都市環境部	都市環境部長
会 員	秦野市 建設部	建設部長
会 員	大和市 まちづくり部	まちづくり部長
会 員	伊勢原市 土木部	土木部長
会 員	海老名市 まちづくり部	理事兼まちづくり部長
会 員	座間市 都市部	都市部長
会 員	南足柄市 都市部	都市部長
会 員	綾瀬市 土木部	土木部長
会 員	大磯町 都市建設部	都市建設部長
会 員	二宮町 都市部	都市部長
会 員	山北町 都市整備課	都市整備課長
会 員	湯河原町 土木課	土木課長
会 員	東日本旅客鉄道(株)横浜支社 鉄道事業部 設備ユニット	マネージャー
会 員	東日本旅客鉄道(株)八王子支社 鉄道事業部 設備ユニット	チーフ
会 員	東海旅客鉄道(株)新幹線鉄道事業本部 施設部 管理課	主席
会 員	東海旅客鉄道(株)静岡支社 施設部 管理課	担当課長

神奈川県道路鉄道連絡会議 会員名簿

	所 属	役 職
会 員	日本貨物鉄道(株) 関東保全技術センター	所長
会 員	小田急電鉄(株) 工務技術センター統括事務所	所長
会 員	東急電鉄(株) 鉄道事業本部 工務部 施設保全課	課長
会 員	京浜急行電鉄(株) 鉄道本部 施設部 保線課	課長
会 員	相模鉄道(株) 施設部 工務課	工務課長
会 員	江ノ島電鉄(株) 鉄道部 施設課	専任部長 兼 施設課長
会 員	横浜高速鉄道(株) 運輸部 施設課	課長
会 員	伊豆箱根鉄道(株) 鉄道部 技術課	課長
会 員	神奈川臨海鉄道(株) 工務部 保線課	保線課長
会 員	(株)小田急箱根 運輸本部 鉄道部	課長
会 員	横浜市交通局 工務部施設課	施設係長
オブザーバー	京王電鉄(株) 工務部	土木課長
オブザーバー	(株)横浜シーサイドライン 技術部工務課	工務課長
オブザーバー	湘南モノレール(株) 技術部	部長
オブザーバー	(公財)神奈川県都市整備技術センター 総務部事業推進課	課長
事務局	国土交通省 関東地方整備局 道路部	
	国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所(工事品質管理官・管理第二課)	
	国土交通省 関東運輸局 鉄道部 技術第一課	
	神奈川県 県土整備局 道路部 道路管理課	
	横浜市 道路局 建設部 橋梁課	

令和 7 年度
第1回 神奈川県道路メンテナンス会議
神奈川県道路鉄道連絡会議

令和 7 年 1 0 月 8 日

神奈川県道路メンテナンス会議事務局

(1)	規約の改正	資料 1 ※別紙
(2)	神奈川県道路メンテナンス会議及び道路鉄道連絡会議の概要	資料 2
(3)	跨線橋の点検・修繕状況等	資料 3
(4)	跨線橋に関する情報提供等	資料 4
(5)	神奈川県内の点検・修繕状況等	資料 5
(6)	個別施設計画の策定状況	資料 6
(7)	道路メンテナンスを進めるために	資料 7
(8)	その他	資料 8

(2) 神奈川県道路メンテナンス会議 及び道路鉄道連絡会議の概要

- 道路メンテナンス会議及び連絡会議（鉄道、地下占用物）の概要
- 神奈川県道路メンテナンス会議の主な取り組み
- 神奈川県道路メンテナンス会議の活動予定
- 道路メンテナンスに関する研修会・見学会の開催予定

道路メンテナンス会議及び連絡会議（鉄道、地下占用物）の概要

・「道路メンテナンス会議」

関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、平成26年7月までに各都道府県で設置

・「道路鉄道連絡会議」

鉄道を跨ぐ道路橋の管理者及び鉄道事業者が相互に意見交換と情報共有を図り、円滑な協議・調整を構築して、安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的に、道路メンテナンス会議の下部組織として、各都道府県で平成28年度に設置

・「地下占用物連絡会議」

道路管理者と地下占用事業者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐ取組の状況共有などを行うことを目的に、道路メンテナンス会議の下部組織として令和7年4月に設置。

体制

- 地方整備局（直轄事務所）
- 地方公共団体（都道府県、市町村）
- 高速道路会社（NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速、指定都市高速等）
- 道路公社

構 成 員

- 地方整備局（道路部、直轄事務所）
- 地方運輸局（鉄道部）
- 地方公共団体（都道府県、政令市、市町村）
- 高速道路会社（NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速）
- 鉄道事業者
- 地下占用者

役割

1. 研修、基準類の説明会等の調整
2. 点検、修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定、確認
3. 点検、措置状況の集約、評価、公表
4. 点検業務の発注支援（地域一括発注等）
5. 技術的な相談対応
6. 占用者による当年度の点検計画・前年度の点検結果
7. 道路管理者による路面下空洞調査結果
8. 前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例
9. その他、道路陥没対策に寄与する情報等

対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋（跨線橋）
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋（跨道鉄道橋※）
- ※ 跨道鉄道橋は、道路鉄道連絡会議では必要に応じて対象とする。
- 道路地下の鉄道、通信、電力、ガス、上下水道施設、その他必要と認められる施設

道路メンテナンス会議及び道路鉄道連絡会議の概要

道路と交差等※ する施設 道路管理者 (道路法)	道路(道路法)				その他		
	高速会社 管理道路	直轄 管理道路	公社 管理道路	都道府県・ 市町村 管理道路	鉄道	跨道橋 (鉄道除く)	地下 占用物
高速会社	道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】 <事務局> 国道事務所 				道路鉄道 連絡会議 【メンテ会議の 下部組織】 <事務局> 国道事務所 	跨道橋 連絡会議 【メンテ会議の 下部組織】 <事務局> 国道事務所 	地下占用物 連絡会議 【メンテ会議 の下部組織】 <事務局> 国道事務所
直轄							
公社							
都道府県 市区町村							

※ 交差の他、縦断的に重なる施設を含む

神奈川県道路メンテナンス会議

H26.6.9設置

【構成員】

横浜国道、相武国道、川崎国道、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、県内30市町村、中日本高速道路（4サービスセンター）、東日本高速道路（1事務所）、首都高速道路（1管理事務所）、神奈川県道路公社、神奈川県都市整備技術センター

【目 的】

神奈川県内における道路インフラの老朽化対策等に関して情報共有を図り、必要な事項に関する協議・調整を行う。

神奈川県道路メンテナンス会議 幹事会

【構成員】

横浜国道、神奈川県、高速道路株式会社、政令市

【目 的】

各道路管理者における老朽化対策の現状・課題及び神奈川県道路メンテナンス会議において取り組む事項の検討

神奈川県における高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会

H25.11.21設置

（OVA連絡協議会）

【事務局】

中日本高速道路株式会社

【構成員】

横浜国道、神奈川県、政令市、市町村、高速道路会社、道路公社

【目 的】

高速道路跨道橋の点検、補修及び耐震補強等の実施について、跨道橋管理者と高速道路会社の間において情報共有を図り、必要な事項に関する協議・調整を行う。

H25.11.6設置

市町村道路メンテナンス部会

【事務局】

神奈川県、都市整備センター

【構成員】

市町村

【目 的】

市町村において道路施設を適切に維持管理するため、点検から修繕に関する支援方策（地域一括発注や国の修繕代行）について検討する。

H27.2.4設置

道路鉄道連絡会議

【事務局】

関東運輸局、横浜国道、神奈川県、横浜市

【構成員】

横浜国道、神奈川県、政令市

【目 的】

跨線橋の点検、補修及び耐震補強等の実施について、鉄道を跨ぐ道路管理者と鉄道事業所の間における関係者の意見調整、情報共有を行う。

H27.3.1設置

神奈川県跨道橋連絡会議

【事務局】

横浜国道、神奈川県、高速道会社、3政令市

【構成員】

各緊急輸送道路管理者、緊急輸送道路を跨ぐ道路以外の跨道橋施設の管理者

【目 的】

緊急輸送道路を跨ぐ道路法以外の跨道橋の適切な維持管理について、各管理者との間において情報共有を図り、必要な事項に関する協議を行う。

H26.11.28設置

高速道路跨道橋専門部会

【事務局】

中日本高速道路株式会社

【構成員】

横浜国道、神奈川県、政令市、市町村、高速道路会社

【目 的】

高速道路跨道橋の点検、補修及び耐震補強等の実施について、跨道橋管理者と高速道路会社の間において情報共有を図り、必要な事項に関する協議・調整を行う（実務担当レベル）

R7.4.28設置

地下占用物連絡会議

【事務局】

横浜国道

【構成員】

横浜国道、神奈川県、政令市、市町村、高速道路会社、道路地下占用者

【目 的】

道路管理者と地下占用事業者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐ取組の状況共有などを行う。

神奈川県道路メンテナンス会議の主な取り組み

【令和6年度開催状況】

- 令和6年10月11日 令和6年度 第1回 神奈川県道路メンテナンス会議
- 令和6年10月11日 令和6年度 第1回 神奈川県道路鉄道連絡会議
- 令和6年12月19日 令和6年度 市町村道路メンテナンス部会

【これまでの活動】

■ 研修会

【令和6年度】橋梁点検研修会

- ＜開催日＞ 令和6年11月11日
- ＜開催場所＞ 神奈川県海老名市（市役所、近隣溝橋）
- ＜研修内容＞ 定期点検要領改訂説明、点検実施方法、現地損傷図作成等

【令和6年度】橋梁修繕現場見学会

- ＜開催日＞ 令和6年12月2日
- ＜開催場所＞ 大井町道546号線 赤田橋

■ 広報

【令和7年度】神奈川県「道路ふれあい月間」パネル展示

- ＜開催日＞ 令和7年8月1日～8月31日
- ＜開催場所＞ 県庁新庁舎ロビー

【神奈川県道路メンテナンス会議】



【広報（パネル展示）】



令和7年度神奈川県道路メンテナンス会議の活動予定

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
道路メンテナンス会議							●					
道路鉄道連絡会議							●					
確認書							←-----→					
橋梁点検研修会									●			
橋梁見学会										↔		
市町村道路メンテナンス部会									●			

10月8日

12月11日

道路メンテナンスに関する研修会・見学会の開催予定

令和7年度の道路メンテナンスに関する研修

橋梁点検現地研修会

対 象：自治体職員
予定人数：30名程度
時 期：令和7年12月11日(木)午後
場 所：神奈川県箱根町（市会議室、近隣溝橋）
目 的：点検に必要な基礎知識を習得するための実習



（橋梁点検現地研修会 座学）※イメージ

橋梁老朽化対策（集約・撤去）見学会

対 象：自治体職員
予定人数：20名程度
時 期：令和8年1月頃＜半日間＞
場 所：神奈川県海老名市
目 的：橋梁集約撤去に関する対応について情報収集



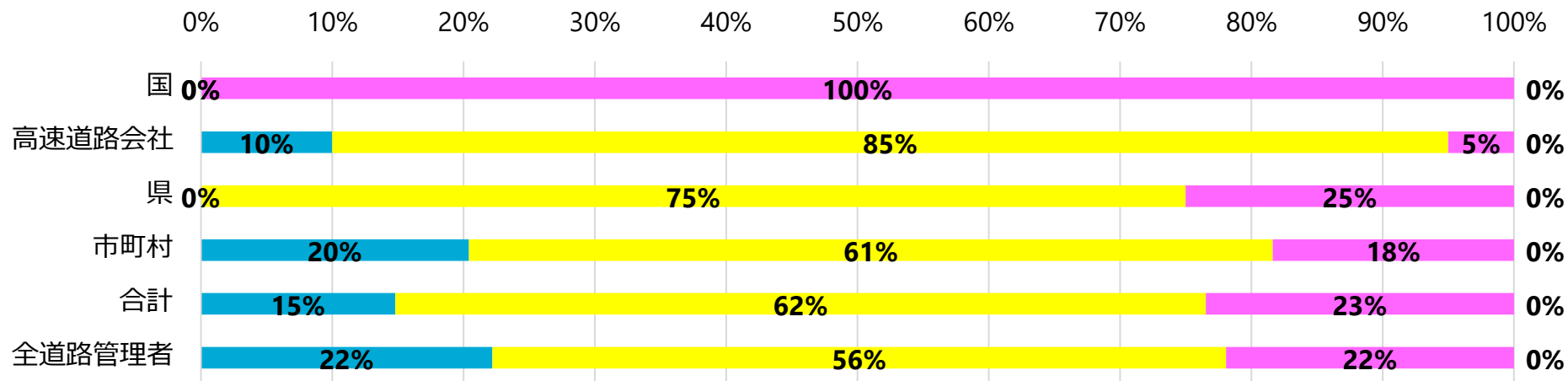
（橋梁点検現地研修会 損傷図作成状況）
※イメージ

(3) 跨線橋の点検・修繕状況等

- 神奈川県の跨線橋の点検結果 (R6)
- 神奈川県の令和6年度末の跨線橋の修繕実施状況

神奈川県道路の点検結果（R 6）

神奈川県道路の点検結果（R 6）



■ I ■ II ■ III ■ IV

※ R 6 年度末時点

道路管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	36	8	0	0	8	0
高速道路会社	77	20	2	17	1	0
県	34	4	0	3	1	0
市町村	281	49	10	30	9	0
合計	428	81	12	50	19	0
全道路管理者	9,814	1,917	427	1,075	415	0

出典：点検データ等入力システム

神奈川県令和6年度末の跨線橋の修繕実施状況

※ R 6 年度末時点

道路管理者	R5末 Ⅲ判定施設数 (A)	R6末 修繕設計着手数 (B)	R6末 修繕工事着手数 (C)	修繕着手率 (B/A)
国	16	17	0	106%
高速道路会社	11	10	8	91%
県	2	2	2	100%
市町村	72	43	21	60%
合計	101	72	31	71%

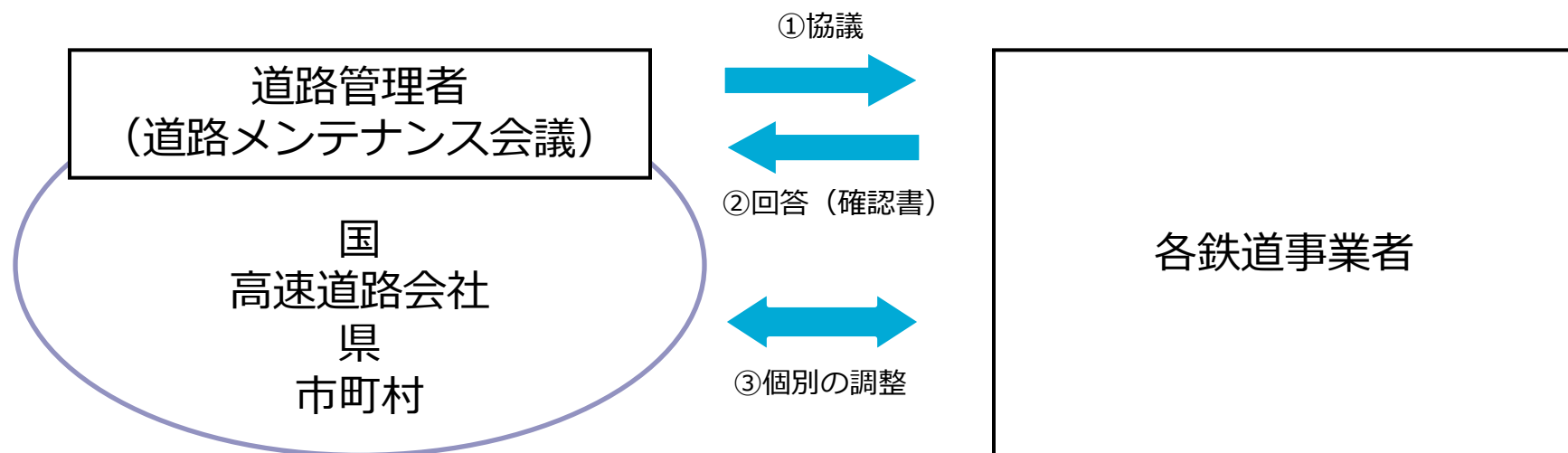
出典：点検データ等入力システム

(4) 跨線橋に関する情報提供等

- 確認書の取り交わしについて
- 鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底
- 鉄道事業者への委託に関するアンケート結果

確認書の取り交わしについて

道路法施行規則改正により、跨線橋の維持及び修繕の方法を予め定めておくこととなった。（道路法施行規則第四条の五の六の四）



- ① 道路事業者の点検・修繕の時期（年度）について、道路メンテナンス会議がとりまとめ、各鉄道事業者と協議
- ② 鉄道事業者は、点検・修繕の時期を検討し、道路メンテナンス会議に回答
- ③ 実施に当たり、事務手続きや詳細計画は、各道路管理者と各鉄道事業者で調整

※ 確認書の取り交わし（更新）が出来ていない各鉄道事業者とは、引き続き調整をさせて頂き、早期の取り交わしに向け手続きを進めて行きたい。

鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底

「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」(H20.12.25)により、事業実施主体(道路管理者)は、「請負金額内訳書」等の提出を受託者(鉄道事業者)に求めることとされている。

過去の会計検査院による是正改善措置

- ・ 鉄道委託工事における管理費について、その内訳等を確認しないまま精算。
- ・ 跨線橋の橋桁の製作及び運搬について、自ら発注して実施することが可能であるのに鉄道事業者へ委託。
- ・ 踏切道の統廃合を行わない場合の踏切道の拡幅に係る委託工事の舗装修繕費について、内容を確認しないまま鉄道事業者が要求した額を委託工事費に含めていた。

事業の透明性を確保することは重要な課題であり、会計検査において、質疑や講評で言及されている状況にあり、より一層の事業の透明性確保や説明責任が求められている。



道路管理者に対し、透明性の確保について、再徹底の事務連絡が発出された。
また、鉄道事業者においては、関係部署に共有するなど協力をお願いしたい。

鉄道事業者への委託に関するアンケート結果

鉄道事業者との委託内容に関する課題把握（地公体の意見の一部）

【確認事項】

鉄道事業者に対して点検や修繕工事等を委託する際、平成31年3月29日付け「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」等の再徹底に基づいた運用がなされているか。

【回答】

- ・通知に基づき運用されている。（13自治体）
- ・一部運用されていない。（2自治体）
（協定締結時の管理費が積上げ計算となっているが内訳書が添付されていないなど。）

鉄道事業者への委託に関するアンケート結果

鉄道事業者との協議に関する課題把握（地公体の意見の一部）
（鉄道事業者との協議に時間を要している要因や、協議の迅速化に向けた対策）

【確認事項】

鉄道事業者との協議に時間を要している要因や、協議の迅速化に向けた対策。

【回答】

・道路管理者で設計委託を行い、その成果を鉄道事業者に引き渡した後、再度鉄道事業者側で設計照査・施工検討に少なくとも1年は要す（協定委託手続き含む）ため、着工までに時間を要している。

迅速化に向けた対策として、鉄道工事に精通した設計コンサルタントに委託発注することで施工検討に要する期間を短縮している。

・協議窓口が多岐に渡り、打合せに時間を要する。また、鉄道事業者側が他自治体の案件等で既に手一杯になっており、事前調整も難しい状況にある。

・複数路線を跨ぐ場合は、それぞれの管理者に協議が必要となり、時間が非常にかかる。

・都市部などでは鉄道の管区ごとに多くの自治体間が関係するため、平準化をはかればよいのではないかと。また、協議窓口の一本化や、年間の修繕本数を明確化し、計画を策定する。

・協定締結段階の施工方法の決定に時間を要する。対策として、本対策箇所にて実施可能な施工内容及び施工方法を設計段階で鉄道事業者と協議をする。

鉄道事業者への委託に関するアンケート結果

鉄道事業者との協議に関する課題把握（地公体の意見の一部）
（鉄道事業者との協議に時間を要している要因や、協議の迅速化に向けた対策）

【確認事項】

鉄道事業者との協議に時間を要している要因や、協議の迅速化に向けた対策。

【回答】

- ・鉄道事業者にて設計・施工を受託してもらえば、協議の出戻り等が減り事業が円滑に進む。
- ・鉄道事業者より道路管理者にて工事概要を決め、設計積算をした上で概算工事費を算出するように求められていることから協議に難航している。
- ・（対策）単独市町村が跨線橋における補修工事の概算工事費を自力で算出することは困難。
鉄道事業者より複数パターンの補修工事方法と概算工事費を提示してもらい、道路管理者が提示された複数パターンの中から補修方法を選定する。

(5) 神奈川県内の点検・修繕の状況等

- 神奈川県(point inspection)実施状況【実施数】（橋梁）（トンネル）（道路附属物等）
- 神奈川県の令和6年度の点検実施状況【判定】（橋梁）
- 神奈川県の令和6年度の点検実施状況【判定】（トンネル）
- 神奈川県の令和6年度の点検実施状況【判定】（道路附属物等）
- 神奈川県の修繕進捗状況（橋梁）
- 神奈川県の修繕進捗状況（トンネル）
- 神奈川県の修繕進捗状況（道路附属物等）
- 計画的な補修・修繕を実施する為の課題等
- 措置が低調となっている要因（課題）と改善策等

神奈川県点検実施状況【実施数】

神奈川県点検実施状況は、管理施設数（橋梁9,758橋、トンネル340本、道路附属物等2,111施設）に対して、3巡目2力年目で約40%の予定を約34%の実績。

管理者	橋梁			トンネル			道路附属物等		
	管理施設数	点検実施数 (R6)	点検予定数 (R7)	管理施設数	点検実施数 (R6)	点検予定数 (R7)	管理施設数	点検実施数 (R6)	点検予定数 (R7)
国土交通省	447	89 (20%)	79 (38%)	26	1 (4%)	0 (4%)	328	64 (20%)	57 (37%)
高速道路会社	963	231 (24%)	164 (41%)	96	25 (26%)	11 (38%)	832	184 (22%)	115 (36%)
神奈川県 (公社含む)	1,239	217 (18%)	165 (31%)	92	24 (26%)	22 (50%)	191	63 (33%)	16 (41%)
市町村	7,109	1,149 (16%)	1036 (31%)	126	8 (6%)	12 (16%)	760	131 (17%)	127 (34%)
合計	9,758	1,686 (17%)	1,444 (32%)	340	58 (17%)	45 (30%)	2,111	442 (21%)	315 (36%)
全道路管理者	729,548	131,810 (18%)		11,597	1,905 (16%)		42,278	7,551 (18%)	

※管理施設数は、現時点での管理施設数であり、3巡目点検対象とは異なります。

出典：点検データ等入力システム

神奈川県令和 6 年度の点検実施状況【判定】（橋梁）

神奈川県の橋梁の点検結果は、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態の判定区分Ⅱが697橋（約41%）、早期に措置を講ずべき状態の判定区分Ⅲが111橋（約7%）、緊急に措置を講ずべき状態の判定区分Ⅳはなかった。

※ R 6 年度末時点

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	447	89	16 (18.0%)	37 (41.6%)	36 (40.5%)	0 (0.0%)
高速道路会社	963	231	60 (26.0%)	159 (68.8%)	12 (5.2%)	0 (0.0%)
神奈川県 (公社含む)	1,239	217	152 (70.1%)	62 (28.6%)	3 (1.4%)	0 (0.0%)
市町村	7,109	1,149	650 (56.6%)	439 (38.2%)	60 (5.2%)	0 (0.0%)
合計	9,758	1,686	878 (52.1%)	697 (41.3%)	111 (6.6%)	0 (0.0%)

※現時点での管理施設数

出典：点検データ等入力システム

神奈川県令和6年度の点検実施状況【判定】（トンネル）

神奈川県のトンネルの点検結果は、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態の判定区分Ⅱが44本（約76%）、早期に措置を講ずべき状態の判定区分Ⅲが13本（約22%）、緊急に措置を講ずべき状態の判定区分Ⅳはなかった。

※ R 6 年度末時点

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	26	1	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
高速道路会社	96	25	1 (4.0%)	16 (64.0%)	8 (32.0%)	0 (0.0%)
神奈川県 (公社含む)	92	24	0 (0.0%)	22 (91.7%)	2 (8.3%)	0 (0.0%)
市町村	126	8	0 (0.0%)	5 (62.5%)	3 (37.5%)	0 (0.0%)
合計	340	58	1 (1.7%)	44 (75.9%)	13 (22.4%)	0 (0.0%)

※現時点での管理施設数

出典：点検データ等入力システム

神奈川県令和6年度の点検実施状況【判定】（道路附属物等）

神奈川県の道路附属物等の点検結果は、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態の判定区分Ⅱが203施設（約46%）、早期に措置を講ずべき状態の判定区分Ⅲが63施設（約14%）、緊急に措置を講ずべき状態の判定区分Ⅳはなかった。

※ R 6 年度末時点

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	328	64	14 (21.9%)	26 (40.6%)	24 (37.5%)	0 (0.0%)
高速道路会社	832	184	113 (61.4%)	55 (29.9%)	16 (8.7%)	0 (0.0%)
神奈川県 (公社含む)	191	63	17 (27.0%)	36 (57.1%)	10 (15.9%)	0 (0.0%)
市町村	760	131	32 (24.4%)	86 (65.7%)	13 (9.9%)	0 (0.0%)
合計	2,111	442	176 (39.8%)	203 (45.9%)	63 (14.3%)	0 (0.0%)

※道路附属物等：大型カルバート、シェッド、横断歩道橋、門型標識

※現時点での管理施設数 出典：点検データ等入力システム

神奈川県修繕実施状況（橋梁）

神奈川県の橋梁における措置が必要な施設は639橋、うち修繕設計着手数は433橋（約68%）、修繕工事着手数は214橋（約34%）。全国地公体合計と比較すると着手率は約1.4倍である。

管理者		措置が必要な 施設数 A※1	修繕設計 着手数 B (B/A)	修繕工事 着手数 C (C/A)	未着手 施設数 (A - B)
国土交通省		125	121 (96.8%)	17 (13.6%)	4 (3.2%)
高速道路会社		52	37 (71.2%)	26 (50.0%)	15 (28.8%)
神奈川県地方公共団体		462	275 (59.5%)	171 (37.0%)	187 (40.5%)
	都道府県・ 政令市等	266	157 (59.0%)	88 (33.1%)	109 (41.0%)
	市区町村	196	118 (60.2%)	83 (42.3%)	78 (39.8%)
合計		639	433 (67.8%)	214 (33.5%)	206 (32.2%)
全国地方公共団体合計		47,131	22,343 (47.4%)		24,788 (52.6%)

※ R 6 年度末時点

出典：点検データ等入力システム

神奈川県修繕実施状況（トンネル）

神奈川県における措置が必要な施設は50本、うち修繕設計着手数は25本（約50%）、修繕工事着手数は16本（約32%）。全国地公体合計と比較すると着手率はほぼ横ばいである。

※ R 6 年度末時点

管理者		措置が必要な 施設数 A※1	修繕設計 着手数 B (B/A)	修繕工事 着手数 C (C/A)	未着手 施設数 (A - B)
国土交通省		6	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
高速道路会社		16	5 (31.3%)	5 (31.3%)	11 (68.8%)
神奈川県地方公共団体		28	14 (50.0%)	11 (39.3%)	14 (50.0%)
	都道府県・ 政令市等	13	9 (69.2%)	6 (46.2%)	4 (30.8%)
	市区町村	15	5 (33.3%)	5 (33.3%)	10 (66.7%)
合計		50	25 (50.0%)	16 (32.0%)	25 (50.0%)
全国地方公共団体合計		2,326	1,368 (58.8%)		958 (41.2%)

出典：点検データ等入力システム

神奈川県修繕実施状況（道路附属物等）

神奈川県の道路附属物における措置が必要な施設は290施設、うち修繕設計着手数は174施設（約60%）、修繕工事着手数は60施設（約21%）。全国地公体合計と比較すると着手率は約1.2倍である。

※ R 6 年度末時点

管理者		措置が必要な 施設数 A※1	修繕設計 着手数 B (B/A)	修繕工事 着手数 C (C/A)	未着手 施設数 (A - B)
国土交通省		118	110 (93.2%)	10 (8.5%)	8 (6.8%)
高速道路会社		36	5 (13.9%)	5 (13.9%)	31 (86.1%)
神奈川県地方公共団体		136	59 (43.4%)	45 (33.1%)	77 (56.6%)
	都道府県・ 政令市等	124	52 (41.9%)	38 (30.6%)	72 (58.1%)
	市区町村	12	7 (58.3%)	7 (58.3%)	5 (41.7%)
合計		290	174 (60.0%)	60 (20.7%)	116 (40.0%)
全国地方公共団体合計		2,644	1,373 (51.9%)		1,271 (48.1%)

※道路附属物等：大型カルバート、シェッド、横断歩道橋、門型標識

出典：点検データ等入力システム

神奈川県内の点検・修繕の状況等

計画的な補修・修繕を実施する為の課題等（地公体の意見の一部）

<課題>

- ・土木系技術職員の不足（多数）
- ・財源不足（限られた予算、補助金・交付金に依存）（多数）
- ・知識不足、技術力の低下
- ・事業費平準化を図る必要があり、5年以内に着手することが難しい場合あり。
- ・社会資本整備総合交付金の内示率が低い。
- ・高速跨道橋の場合は交通規制に制限、規制費用が高額。
- ・R8年度までは公共施設等適正管理事業債（長寿命化債）を活用して、舗装修繕を行う予定だが、R9以降はあてられないため、財源確保が課題。
- ・跨線橋の工事委託は、鉄道事業者に多くの自治体から要望があり、また、調整に時間を要するため、計画どおりに進まない。

<改善策>

- ・関係機関協議必要な施設について協議の簡略化が図れるとよい。
- ・補修・修繕工事に関する地域一括発注の仕組みがあると助かる。

神奈川県内の点検・修繕の状況等

措置(Ⅲ・Ⅳ判定)が低調となっている要因(課題)と改善策等(地公体の意見の一部)

【確認事項】

・点検後5年以内に各道路管理者が管理する施設の修繕措置率の向上を図るため、措置が低調となっている要因(課題)と改善策等を確認。

<課題>

- ・技術職員の不足(多数)
- ・財源不足(補助金等の内示率が低い)(多数)
- ・高額な修繕費用
- ・老朽化進行による修繕対象施設の増加
- ・跨線橋、跨道橋管理者との調整に要する事務負担。
- ・跨線橋や長大橋の補修工事に、複数年・多額の費用を要する。
- ・資材、労務費の高騰により、従来と同一予算では施工可能な工事量が縮小。
- ・工事発注時の金額が修繕計画策定時の見込額を大きく上回るケースが多く、予算の確保に苦慮。
- ・点検後、設計予算措置1年、設計委託1年、工事予算措置1年を経て補修工事となるため期間を要する。
- ・点検結果を基に設計した金額と、実際の工事金額の乖離による不調。

神奈川県内の点検・修繕の状況等

措置(Ⅲ・Ⅳ判定)が低調となっている要因(課題)と改善策等(地公体の意見の一部)

【確認事項】

・点検後5年以内に各道路管理者が管理する施設の修繕措置率の向上を図るため、措置が低調となっている要因(課題)と改善策等を確認。

＜改善策＞

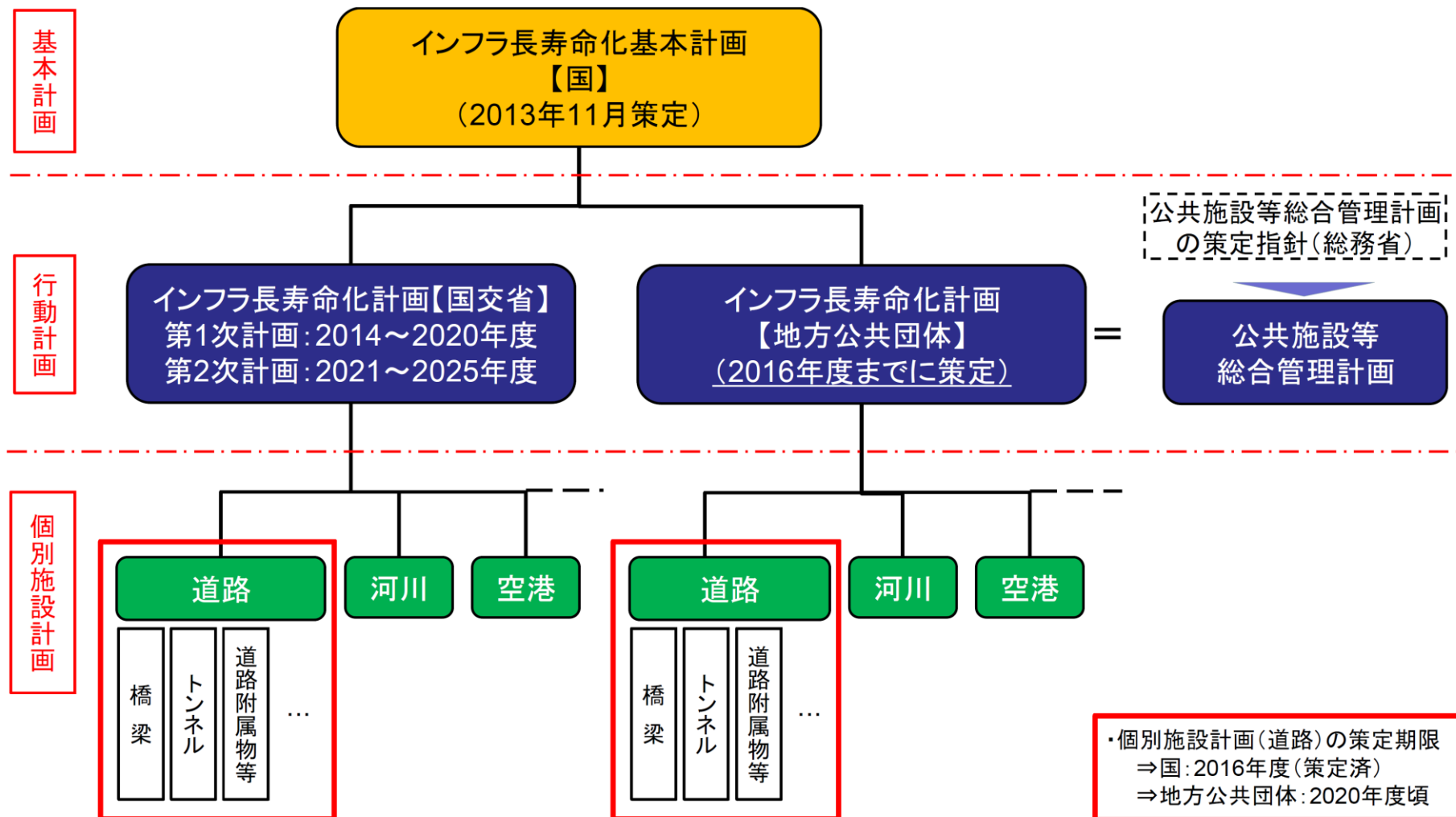
- ・各種計画の適切な更新や新技術等の積極的な活用
- ・技術職員不足のため高速跨道橋の修繕について高速会社への委託。
- ・地域一括発注(修繕代行)による補修・修繕工事。
- ・損傷箇所の部材が極めて限定的な橋等は、ポイント補修を実施する等の対策。
- ・鉄道事業者等と協力体制を継続
- ・国費を含めた予算の確保
- ・点検結果から予算措置までの期間短縮や、予算措置の迅速化を図る。
- ・設計委託で外部発注せずに、直営設計とする。
- ・点検と設計委託の一体発注を行う。

(6) 個別施設計画の策定状況等

- 個別施設計画の体系
- 個別施設計画の策定状況
- 点検結果を踏まえた定期的な個別施設計画の更新についての課題等

個別施設計画の策定

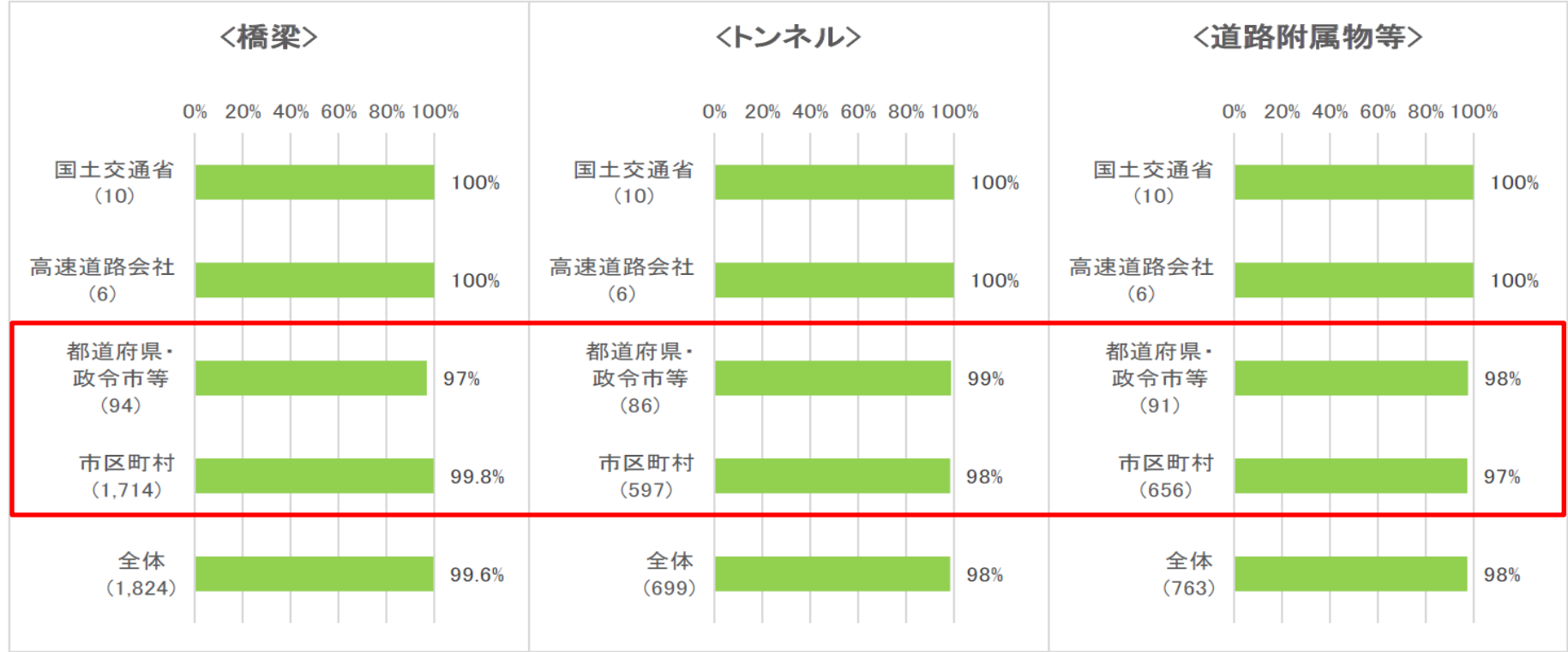
○ インフラ長寿命化計画の体系



個別施設計画の策定状況（2024年度末時点）

- 各道路管理者は、橋梁・トンネル・道路附属物等の定期点検の結果に基づき個別施設計画を策定。
- 2024 年度末時点における橋梁の個別施設計画策定率は、橋梁で99.6%、
管理者別では、都道府県・政令市等 97%、市区町村 99.8%。
- トンネル及び道路附属物等の計画策定率はそれぞれ98%。

○ 個別施設計画の策定状況（2024 年度末時点）



※()は団体数
※割合は個別施設計画策定対象の施設を管理する団体数により算出
※道路附属物等は横断歩道橋、門型標識等、シェッド、大型カルバートであり、いずれかの施設の個別施設計画が策定されていれば策定済みとしている

※出典：R6道路メンテナンス年報

個別施設計画の策定状況（2024年度末時点）

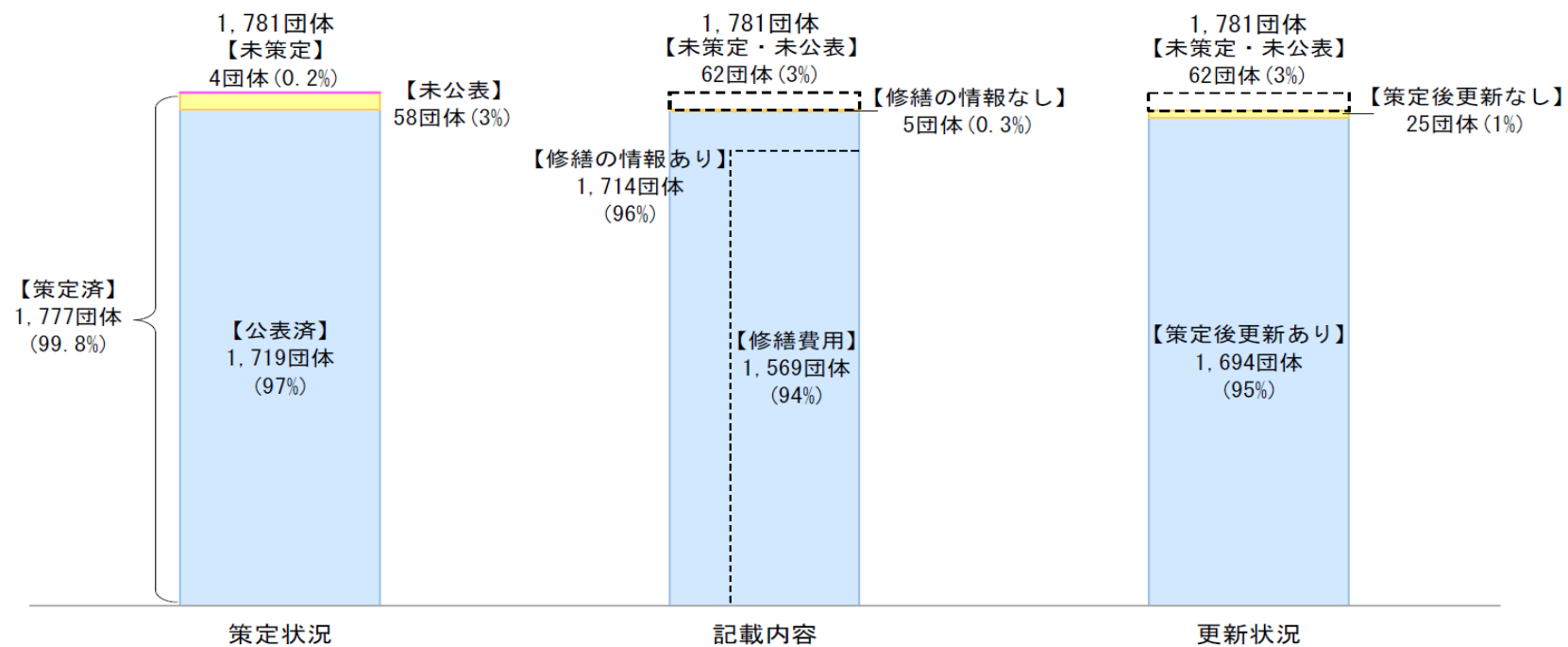
○国のインフラ長寿命化基本計画（2013 年）では 2020 年頃までの長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定を目標としていますが、2024 年度末時点で計画を策定していない地方公共団体が4団体あり、策定済みで公表していない地方公共団体は 58団体あります。

○修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画となっている地方公共団体は5団体。

○また、計画の策定後に点検結果を反映するなど計画の更新を行っていない地方公共団体は 25 団体。

○橋梁等の老朽化対策を計画的・効率的に進めるためにも、長寿命化修繕計画を策定するとともに、点検結果を踏まえ、更新を行うことが重要です。

【橋梁（2m以上）の長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定、記載内容、更新の状況（地方公共団体）】



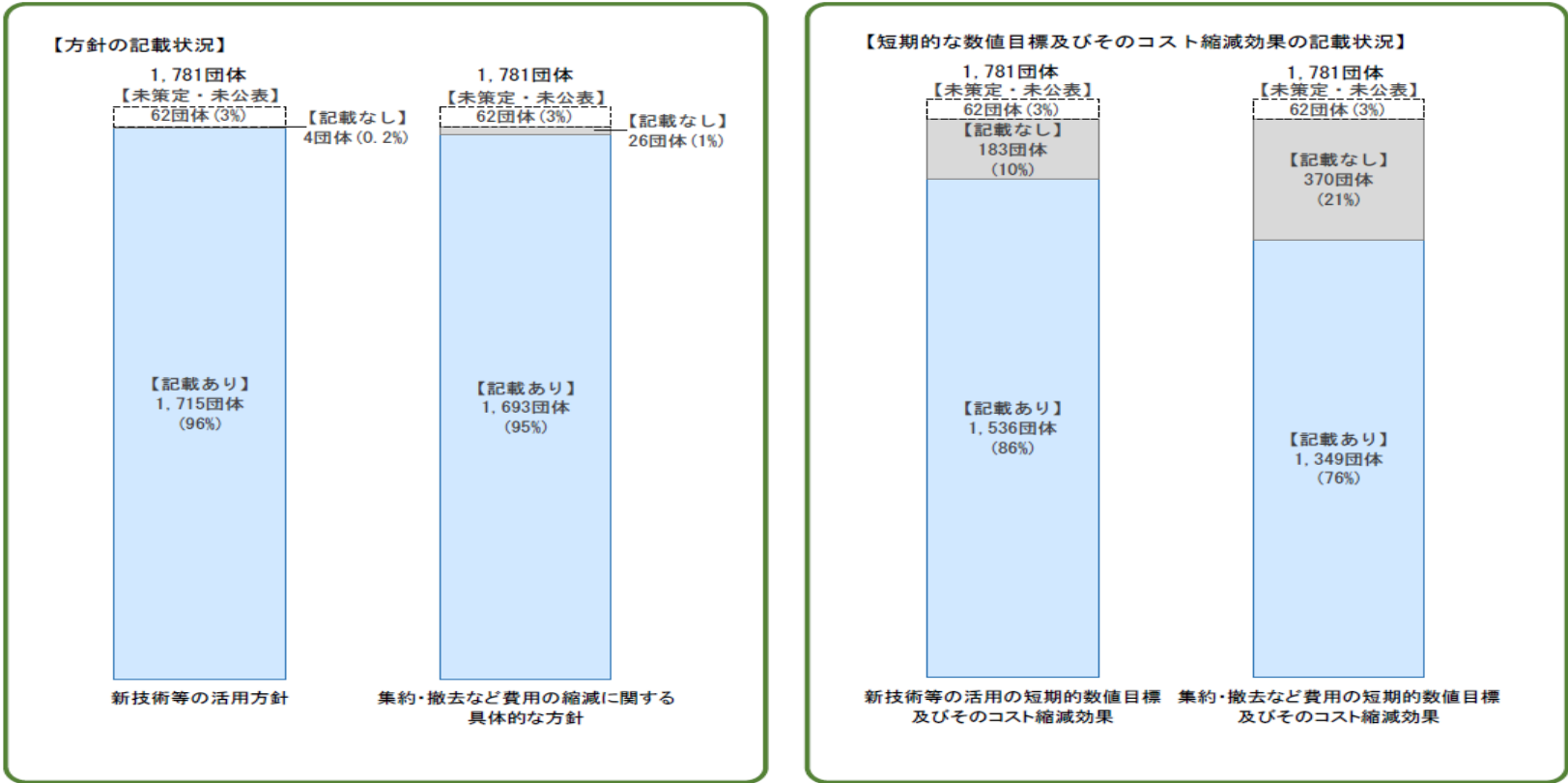
※2025 年 3 月 31 日時点（国土交通省道路局調べ）
※地方公共団体（1,781 団体）の内訳は、都道府県：47 団体、政令市：20 団体、市区町村：1,714 団体（特別区含む）

※出典：R6道路メンテナンス年報

個別施設計画の記載内容

- 2024 年度末時点で、橋梁の長寿命化修繕計画(個別施設計画)に「新技術等の活用方針」を記載している地方公共団体は1,715 団体であり、「集約・撤去など費用の縮減に関する具体的な方針」を記載している地方公共団体は1,693 団体です。
- 「短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果」を記載している地方公共団体は、「新技術等の活用」で1,536 団体、「集約・撤去」で1,349 団体です。

【橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)における記載状況(地方公共団体)】



※2025 年 3 月 31 日時点(国土交通省道路局調べ)
※地方公共団体(1,781 団体)の内訳は、都道府県:47 団体、政令市:20 団体、市区町村:1,714 団体(特別区含む)

※出典:R6道路メンテナンス年報

神奈川県個別施設計画の策定状況等

点検結果を踏まえた定期的(毎年)な個別施設計画の更新についての課題等(地公体の意見の一部)

- ・財源不足(更新に多額の費用。計画更新は5年に1回でないと予算承認されない。)(多数)
- ・職員不足(極力職員が自前で更新(業務量増))(多数)
- ・基本的に点検1巡(5年)ごとに全面改訂。(多数)
- ・個別施設計画の記載内容については、詳細なガイドライン等がなく、各自治体で統一されていないため、策定、更新時の検討に苦慮。
- ・点検結果を踏まえ対応方針の検討に時間を要するため、毎年の更新は難しい。

(7) 道路メンテナンスを進めるために

- インフラ点検・修繕の重要性をPRする為の広報活動
- 点検における新技術の活用時の課題（新技術の普及促進に向けて）
- 新技術活用の事例
 - （1）横浜国道事務所
 - （2）神奈川県

インフラ点検・修繕の重要性をPRする為の広報活動（地公体の意見の一部）

- ・橋梁の老朽化対策工事において、近隣住民への老朽化対策事業PRチラシ配布や、現地にPR看板設置を試行的に実施しています。
- ・建設ITガイドでの新技術活用等の紹介
- ・学会における路面下空洞調査関連（空洞ポテンシャルマップの活用）の論文発表等
- ・パネル展示やポスターの掲載
- ・老朽化PRパネル展示をリレー形式で各自治体を巡る。
（①対応可能(2)、②場所、時期によっては可能(24)、③設置スペース等で不可(7)）
- ・各自治体が管理しているデジタルサイネージの活用。
（①掲載可能(15)、②機器無しのためなどのため掲載不可(18)）
- ・これからの担い手となり得る学生向けへのPR強化してはどうか。
（県内工業高校や大学等）



ポスター掲示（事例）

道路メンテナンスを進めるために

点検における新技術の活用時の課題（新技術の普及促進に向けて）（地公体の意見の一部）

- ・発注者、受注者の知識不足。
- ・技術職不在（職員不足）のため新技術が適用できるのか判断に苦慮
- ・従来工法と比較してコストが高くなることが多い。（多数）
- ・施設規模が小さいため、新技術を採用しても費用対効果が得られない。
- ・第三者被害の恐れのある個所では、打音検査が必須となり、新技術だけでの対応が難しい。また、その場で確認された損傷の応急処置ができない。
- ・新技術は特定業者のみ使用可能が多々あり、選定の是非の判断、積算時に見積りの妥当性の確認等に課題
- ・小規模橋梁でも効果のある新技術が少ない。（大規模施設が前提の技術が多い）
- ・小規模橋梁に特化した新技術の事例等（桁下空間が狭く、点検員が入りづらい箇所）を紹介いただきたい。
- ・導入実績が少ないため、有用性の判断が困難
- ・点検における新技術の活用は点検業務の受注業者からの提案となるため、新技術の普及促進に向けて、点検業務の特記仕様書に新技術の採用検討の実施を記載することが必須。
- ・横断歩道橋の点検に関して、経済性・安全性・生産性等の観点から従来工法より有利となる新技術をご教示いただきたい。

道路メンテナンスを進めるために

新技術活用の事例(横浜国道事務所)

つだやま

橋名：津田山陸橋（国道246号）
（神奈川県川崎市高津区）

橋長：329.70m

橋梁形式：合成桁

対象部位・部材

：床版下面、主桁、対傾構

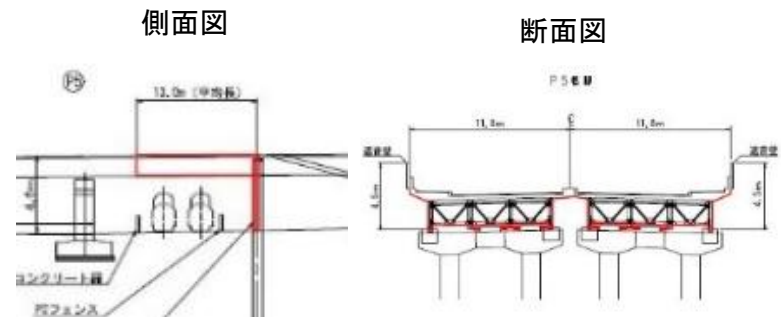
対象とする変状の種類

：防食機能の劣化、腐食



橋梁全景

■：新技術活用範囲
（床版下面、主桁、対傾構）



活用効果

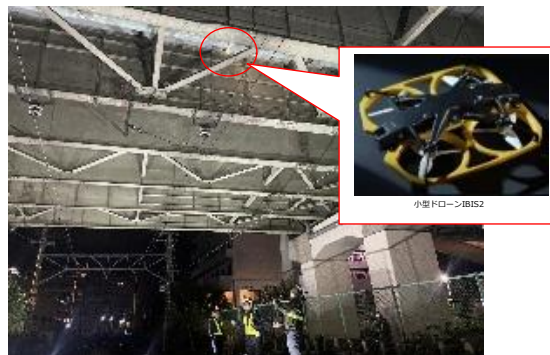
- ・取得画像から、近接目視と同程度の変状検知が可能
- ・3Dモデル上に記録した変状位置、変状規模の早期取得が可能

従来点検

（軌陸高所作業車による近接目視点検）



点検状況



ドローン撮影状況



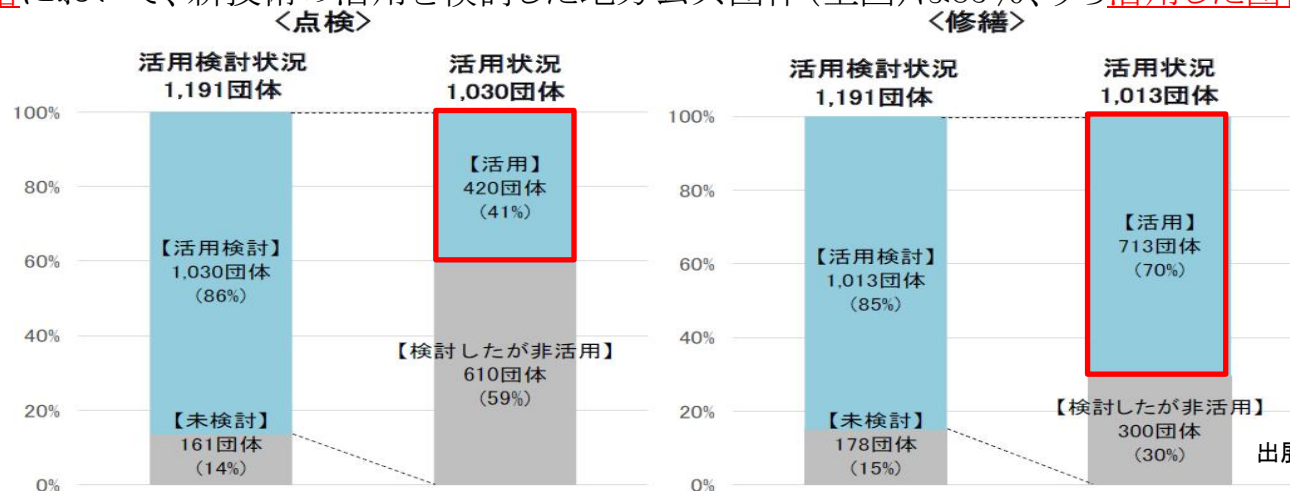
3Dモデル
（デジタルツインソフトウェア「TRANCITY」）

道路メンテナンスを進めるために

新技術活用の事例(神奈川県)

○2024年度の新技術の活用状況(橋梁)

- ・ 橋梁点検において、新技術の活用を検討した地方公共団体(全国)は86%、うち活用した団体は41%
- ・ 橋梁修繕において、新技術の活用を検討した地方公共団体(全国)は85%、うち活用した団体は70%



○県内の橋梁点検における新技術の主な事例

①ドローンを利用した橋梁点検システム【県・市町村】

- ・ 梯子による点検が不可で、橋梁点検車と比較した結果、コストが安いドローンを活用

②橋梁等構造物の点検ロボットカメラ【県・市町村】

- ・ 梯子による点検が不可で、橋梁点検車では懐幅が足りないため、ロボットカメラを活用

③タブレット型支援システムを活用した橋梁直営点検【横須賀市、藤沢市、小田原市】

ドローン



ロボットカメラ



道路メンテナンスを進めるために

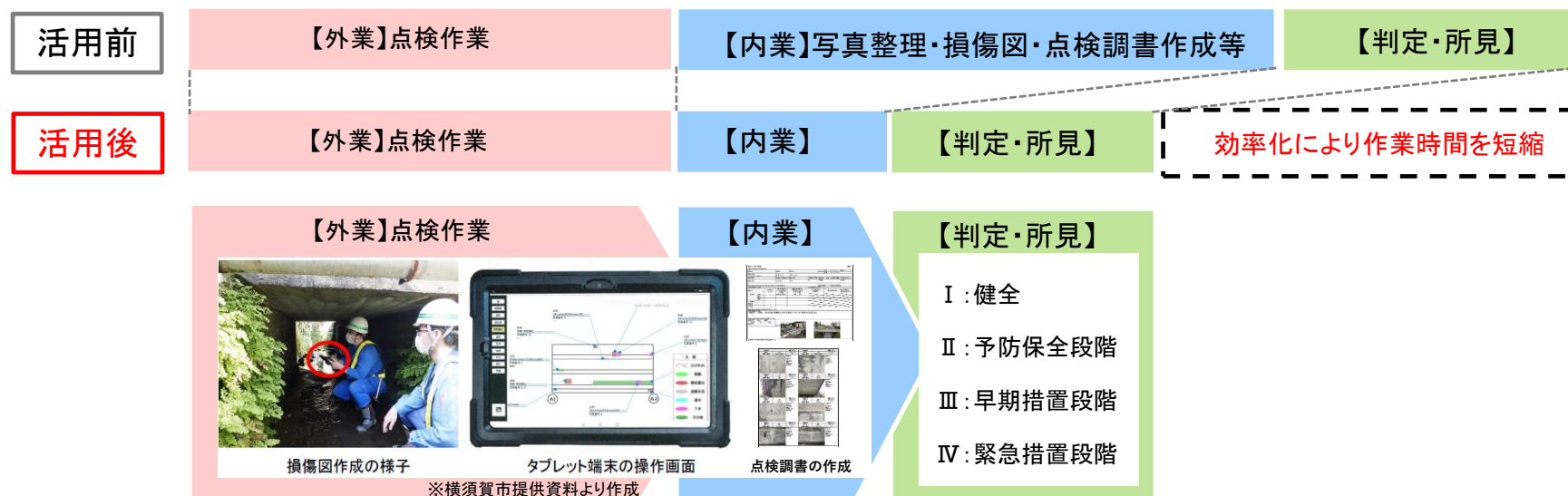
新技術活用の事例(神奈川県)

タブレット型支援システムを活用した橋梁直営点検【横須賀市、藤沢市、小田原市】

○技術概要

- ・ 橋梁の直営点検において、タブレット型支援システムを活用
- ・ タブレット野帳、写真データを紐づけした状態で記録。点検調書作成の自動化による作業効率化

＜点検作業の流れ＞



○対象橋梁の例

- ・ 桁下空間の低い小規模橋梁
- ・ RC構造の橋梁
- ・ 損傷が少なく状態が良好な橋梁(判定区分がⅠ・Ⅱ)
- ・ 橋梁点検車などの機械や交通誘導警備員を必要としない小規模橋梁
- ・ 橋長5.0m以下の単純床板橋や溝橋 等

(8) その他

- ・ 関東道路メンテナンスセンターの地方公共団体支援
- ・ 各種情報提供

道路メンテナンスに関する地方公共団体支援(関東MCの技術支援)

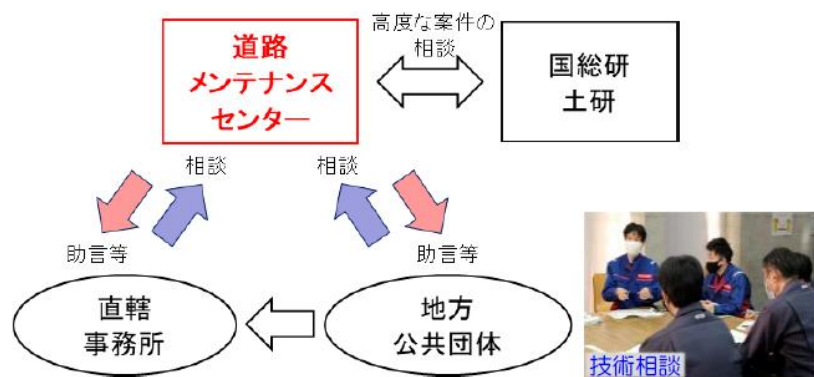


○関東MCでは、地方公共団体の皆さまの道路構造物の保全に関する支援を行っています。

- ・ 何かお困り事がございましたらお気軽にご相談下さい。
- ・ また、地方公共団体職員向けの研修・講習会にも取り組んでいますのでお気軽にお声掛け下さい。
- ・ 高度な技術力等を要する施設については、直轄診断・修繕代行も行っておりますので是非ご相談下さい。

道路構造物保全に関する相談

■各機関との連携イメージ



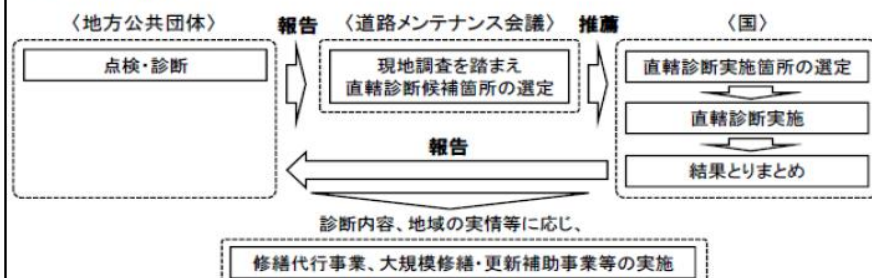
■主な取組内容(令和7年3月末時点)

項目	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実務者研修	4回 (約140名)	4回 (約110名)	2回 (約50名)	5回 (約160名)	5回 (約150名)	5回 (約150名)
技術講習会	5回 (約130名)	1回 (300名)	2回 (約30名)	4回 (約140名)	4回 (約50名)	7回 (約1,300名)
技術相談	直轄:13件 地公体:18件	直轄:9件 地公体:15件	直轄:18件 地公体:29件	直轄:28件 地公体:17件	直轄:15件 地公体:23件	直轄:26件 地公体:32件

直轄診断・修繕代行

『直轄診断』緊急かつ高度な技術力が求められる橋梁やトンネル等の構造物について「道路メンテナンス技術集団」が管理者へ技術的な助言を行います。
『修繕代行』直轄診断を実施した橋梁やトンネル等の修繕には高度な技術力が求められ、管理者からの要望により、その修繕を国が管理者に代わり行います。

■全体の流れ



(関東地方整備局の実績)

	直轄診断実施箇所	措置	
H26年度	大前橋 (群馬県嬬恋村)	大規模修繕 更新補助制度	 直轄診断
H28年度	御鉾橋 (群馬県神流町)	修繕代行業業	
R1年度	秩父橋 (埼玉県秩父市)	修繕代行業業	

道路のメンテナンスに係る相談

ホームページのお問い合わせフォームや電話にて、お気軽にご相談ください。



国土交通省 関東地方整備局
関東道路メンテナンスセンター
TEL:048-729-7780



情報発信中!

関東道路メンテナンスセンター



ホームページ



Facebook



X

道路メンテナンスに関する地方公共団体支援(関東MCの技術支援)



地方公共団体からの技術相談の流れ

相談受付・事前確認

- ・地方公共団体からの技術支援の相談
- ・地方公共団体との事前調整

回答

現地調査が不要な場合は、点検調書などのいただいた資料を参考にメールなどで回答いたします。

現地調査

現地では、当日の環境に応じて橋台から床板、高欄など、橋梁や道路の状況を細かく調査します。



現地調査状況

打ち合わせ

必要に応じて打ち合わせを行い、点検ポイントなど技術的助言を行います。なお、WEB会議システムによる打合せも対応できます。



打ち合わせ状況

調査報告・技術的助言

調査終了後、損傷などの有無に係わる結果それに至った原因の推測今後の対策などをまとめたレポートをお渡ししています。



調査レポート

研修や講習会の事例(関東MC)

①地方公共団体職員への研修
(2024年度 5回実施 約150名参加)



②道路橋の保全に関する講習会等
(2024年度 7回実施 約1,300名参加)



道路メンテナンス会議

道路法の改正により、橋梁・トンネル等は国の定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による点検を義務化した。地方公共団体が抱える3つの課題

- ①技術力の不足
- ②人材の不足
- ③予算の不足

について国が都県と連携し、道路メンテナンス会議を設置して地方公共団体を支援しています。



東京都 道路メンテナンス会議の状況

体制

- ・地方整備局(直轄事務所)
- ・地方公共団体(都道府県、市区町村)
- ・高速道路会社(NEXCO・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路・指定都市高速道路等)
- ・道路公社

役割

1. 維持管理等に関する情報共有
 2. 点検、修繕等の状況把握及び対策の推進
 3. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
 4. 技術的な相談対応
- 等

【出典】都県道路メンテナンス会議より

■技術支援を受けた地方公共団体の声

神奈川県秦野市職員の声

Q. 技術相談のきっかけは、何ですか？

限られた予算を有効に活用するために、小規模な橋梁の点検を、市職員自身で実施しようと考えました。
ただ、職員自身での点検や診断の経験や知識が乏しかったため、関東道路メンテナンスセンターに相談をしました。



秦野市

Q. どのような支援を受けることができましたか？

関東道路メンテナンスセンターの職員が市役所に来ていただき、座学と実務の講習を受けることができました。
具体的かつ実践的な内容で、職員の技術力が向上しただけでなく、これをきっかけに関東道路メンテナンスセンターに他の相談もしやすくなりました。



埼玉県秩父市職員の声

Q. どのような技術相談をしましたか？

本市が管理している吊り橋の具体的な損傷状況が不明確で、その点検方法や、今後の維持管理を進めるための方法を検討するために、関東道路メンテナンスセンターに相談をしました。



秩父市

Q. どのような支援を受けることができましたか？

関東道路メンテナンスセンターの職員が現地に来ていただき、様々な部材を詳細に調査してもらいました。また、近接目視できない箇所はドローンを使って確認してもらったなど、積極的な調査をしてもらいとても助かりました。調査レポートもとても読みやすいもので、職員にとってわかりやすく参考になるものでした。



技術支援をした地方公共団体数（令和7年3月現在）：62団体（1都9県）

■交通アクセス



- 公共交通機関をご利用の場合
JR線・東武アーバンパークライン・埼玉新都市交通ニューシャトル「大宮駅」東口から徒歩10分
- 車でお越しの場合
首都高速埼玉新都心線「新都心西」出口から、約10分
※駐車場がありませんので、付近の有料駐車場をご利用の上、お越しください。



建物外観



国土交通省 関東地方整備局 関東道路メンテナンスセンター

〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目89番地1 タカラビル2階
TEL 048-729-7780 / FAX 048-729-7790

道路のメンテナンスに係わる相談

ホームページのお問い合わせフォームや電話にて、お気軽にご相談ください。

情報発信中！



ホームページ



f Facebook



X



地方公共団体のみなさまへ

橋梁など道路構造物の保全で困ったら

道路や橋梁のメンテナンスでお困りの際は、ご連絡ください。



国土交通省 関東地方整備局
関東道路メンテナンスセンター



関東道路メンテナンスセンターは、橋梁等へのメンテナンスを推進するための組織として、地方公共団体への技術支援を行っています。

※ただし、技術支援の内容によって、他団体(国総研など)の協力が必要となった際や修繕代行は、費用負担が生じる場合があります。

パソコン、スマートフォンから入会申し込みができます。

インフラメンテナンス国民会議

検索

URL : <https://jcim.jp>

(インフラメンテナンス国民会議ウェブサイト)



2次元バーコード

A インフラメンテナンス国民会議「行政会員」の自治体が入会できます。
ID、PWで「マイページ」にログインし、入会申請をお願いします。

B インフラメンテナンス国民会議「行政会員」でない自治体は、この機会に「行政会員」の入会をご検討ください。

インフラメンテナンス国民会議の「行政会員」の入会と
インフラメンテナンス市区町村会議関東ブロック入会の
「同時申し込み」が簡単にできるようになりました！

※インフラメンテナンス国民会議「行政会員」の入会、市区町村長会議関東ブロック入会、いずれも会費無料です。

お気軽にお問い合わせください。

国土交通省関東地方整備局企画部企画課 事業評価係

TEL 048-600-1329

Mail ktr-kanto-infuramente@gxb.mlit.go.jp

ウェブサイトイメージ



行政会員と同時申込の場合

会員情報

会員種別 ☐ 企業会員 ☒ 行政会員 ☐ 団体会員 ☐ 個人会員

登録種別について

☒ 新規会員登録 ☐ 既存会員登録

同時に市区町村会議に申し込む インフラメンテナンス市区町村会議とは？

☒ 申し込む ☐ 申し込まない

※行政会員入会手続き中に「同時に市町村会議に申し込む」の項目で「申し込む」をご選択ください

インフラメンテナンス市区町村長会議 関東ブロックについて

高度成長期以降に整備した社会資本が今後急速に老朽化することを踏まえ、これまで様々な老朽化対策を推進。一方、特に小規模な市区町村では人員や予算不足で、予防保全への転換が不十分なだけでなく、事後保全段階の施設が多数存在し、放置すると重大な事故や致命的な損傷等を引き起こすリスクが高まることとなる。

市区町村における予防保全への本格転換や新技術活用等、**効率的・効果的なインフラメンテナンスの実現**を目指す

インフラメンテナンス国民会議【産・学・官・民が参画し、技術や知恵を総動員するプラットフォーム】

- ①革新的技術の発掘と社会実装
- ②企業等の連携の促進
- ③地方自治体への支援
- ④インフラメンテナンスの理念の普及
- ⑤インフラメンテナンスへの市民参画の推進



インフラメンテナンス市区町村長会議 関東ブロック【官】

- ①首長同士の意見交換によるメンテナンスの知見や意識の向上
- ②トップダウンによるインフラメンテナンスの強力な推進
- ③社会に対するインフラメンテナンスの必要性の啓発

関東地方フォーラム【産・学・官】

- ①関東自治体の課題解決に向けた支援
- ②技術開発、社会実装の促進
- ③人材育成 等

連携

連携

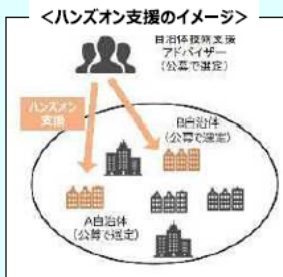
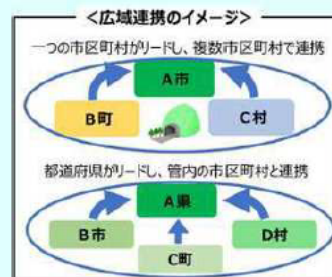
当面の具体的な取り組み（案）

河川、道路、公園等、**複数分野を対象**として、

- ①関東自治体首長からの情報発信
- ②関東地方フォーラムとの連携
- ③土木学会関東支部と連携した点検や診断等の検討、技術的助言等
- ④群マネ※（**広域・多分野連携**）、**ハンズオン支援**等のモデル事例紹介

（全国）自治体支援フォーラム【産・官】

- ①全国自治体の課題・ニーズ、取組みの情報交換等
- ②地方フォーラム間の情報格差是正、活動の支援



必要に応じ
情報提供

河川、道路、公園等、各分野で実施されている
インフラメンテナンスに係る会議や研修等



【地方公共団体等との意見交換】



【地方公共団体管理橋梁への技術的支援】

※地域インフラ群再生戦略マネジメント。行政区域に拘らない広域的な視点で、複数・多分野のインフラを群として捉え、効率的・効果的にマネジメントするもの。